

令和5年5月16日

保護者各位

家計急変 による

「私立高等学校等奨学のための給付金」申請のご案内

敬愛学園高等学校
校長 奥山 慎一

千葉県では、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書、通学用品など）負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「私立高等学校等奨学のための給付金」(返済不要)を支給しています。この支援事業につきまして、例年実施している通常給付（非課税世帯並びに生活保護受給世帯が対象）の他に、失職、倒産等の事由により、家計が急変した世帯（定年退職、自主退職等は対象外）へも支援を行っています。（高等学校等就学支援金とは別の制度となります。）

つきましては支給要件等をご確認いただき、申請される場合は事務室まで申請書類を受け取りにきてください（クラッシーからも申請書類をダウンロードできます）。

なお、例年実施している非課税世帯並びに生活保護受給世帯を対象とする通常給付の申請は、令和5年度就学支援金の審査決定がされた後に給付金受給対象となる方へ学校から申請書類を郵送し、手続きをしていただく予定です（9月末頃を見込んでおります）。

※今回の申請は家計急変した方が対象になりますので、令和5年度において
非課税世帯並びに生活保護受給世帯の方は通常給付で申請をしてください。

※家計急変給付と通常給付の重複申請はできませんのでご注意ください。

1. 支給要件

P.4『令和5年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について』をご確認ください。

また申請にあたっては、P.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート（家計急変）」により支給区分を必ず確認してください。

【注意】

生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））が支給されている場合は、対象外です。

2. 支給額

P.4『令和5年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について』をご確認ください。

3. 申請書類の提出先

令和5年12月8日（金）まで随時受付

提出先：敬愛学園高等学校 事務室

4. 審査結果と支給時期

千葉県の審査完了後、認定(不認定)通知書を学校を通じて配布します。

その後、認定された方については学校徴収金等の未納がある場合は相殺し、学費振替指定口座に給付額を振り込みます。※ 詳細は支給決定時にお知らせします。

5. 必要書類

次の①～⑦の書類を揃えていただくようになります。

⑦については、⑥のアが国民健康保険の場合は提出が必要です。

番号	必要書類
①	奨学のための給付金（家計急変）給付申請書（様式第1号）
②	委任状（第8号様式）
③	申請者（保護者等）の住民票 ※認定基準日に申請者（保護者等）が千葉県在住であることが分かるもの
④	家計急変の発生事由を証明する書類 ※ア～カのいずれか1つ ア. 離職票 イ. 雇用保険受給資格者証 ウ. 解雇通告書 エ. 破産宣告通知書 オ. 廃業等届出 カ. その他、発生事由が確認できる書類 等
⑤	家計急変後の収入を証明する書類（家計急変後、3か月分） ※ア～オのいずれか1つ ア. 会社作成の給与見込 イ. 直近の給与明細 ウ. 帳簿 エ. 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 オ. その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等
⑥	世帯構成を証明する書類 ※ア～ウのいずれか1つ ア. 扶養親族分全員の健康保険証の写し （提出する際は、被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。） イ. 扶養親族の記載がされている課税証明書 ウ. その他、世帯構成が確認できる書類 等
⑦	扶養誓約書（様式第15号） ※⑥のアが国民健康保険の場合は提出が必要です ※「年月1日」の箇所については、申請日の属する月を記入してください。

【問い合わせ先】

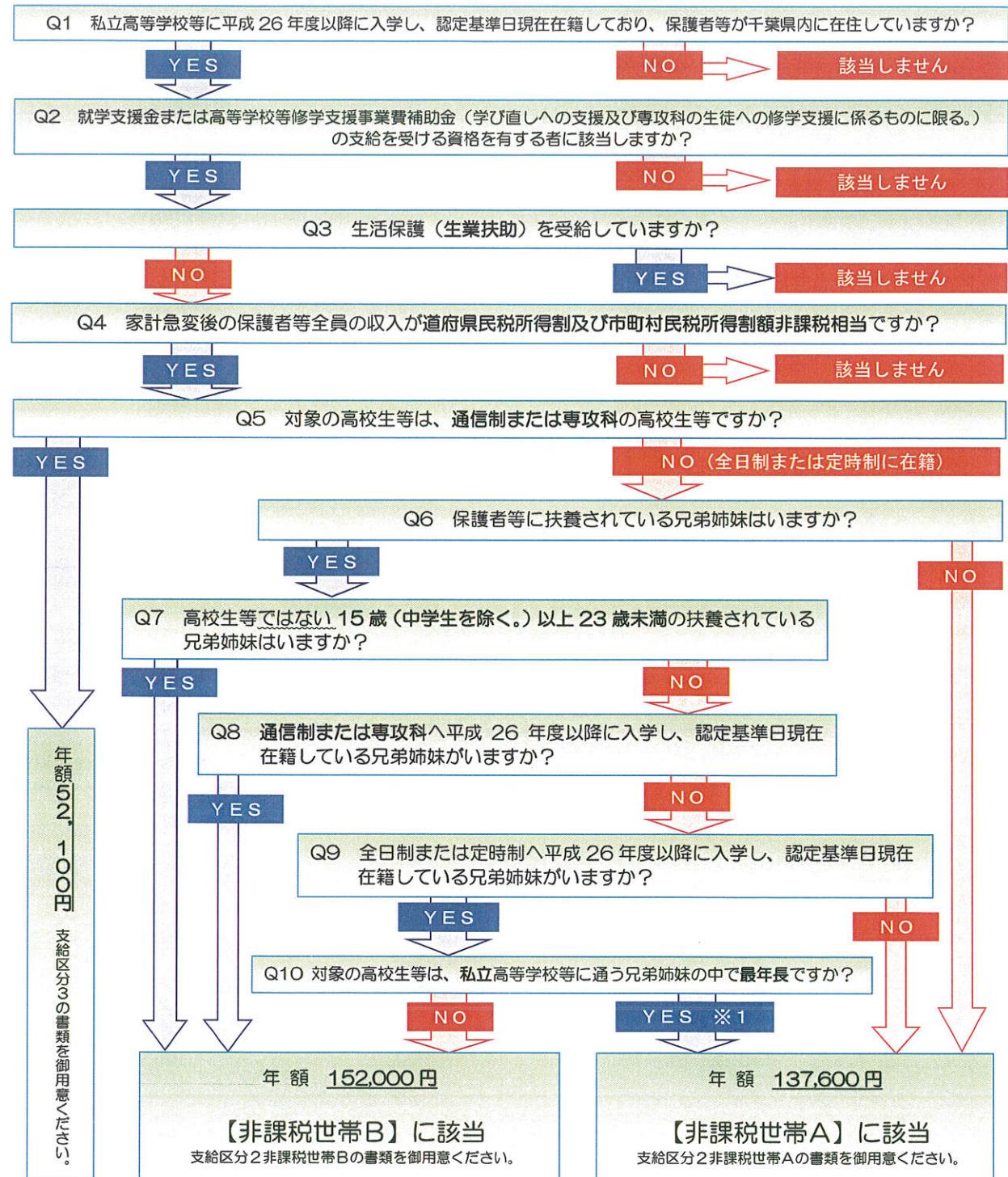
敬愛学園高等学校 事務室

TEL 043-251-6361(代)

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート
認定基準日…申請日の属する月の初日

家計急変の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 全日制または定時制の私立高等学校等に平成26年度以降に入學し、認定基準日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立高等学校等に弟妹のみの場合で、その弟妹が認定基準日時点の休学等により給付金の対象となっていない場合は、Q10の回答は「NO」となり、支給額は152,000円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。）

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2155）まで御連絡ください。

令和5年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- (1) 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
3人世帯	約220万円	147万円
4人世帯	約270万円	182万円
5人世帯	約320万円	217万円

- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること。

※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

- (3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

2 支給額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月以降に家計急変 → 年額／12×家計急変月の翌月～3月までの月数

例) 7月家計急変、区分Aの場合 → 137,600／12×8月=91,733円

給付区分	支給額（年額）
①全日制・定時制（A）	137,600円
②全日制・定時制（B）	152,000円
③通信制・専攻科（C）	52,100円

※「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

3 申請方法

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）へ直接申請（郵送）してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 令和5年12月28日（木）まで随時受付します。（当日消印有効）

※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-kakei.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2155